

第2節 大気汚染の現況

大阪府下では、大阪府及び府下の市町村が大気汚染状況を把握するため、大気汚染常時測定局や硫黄酸化物、浮遊粉じん、降下ばいじんの測定地点を設置し、測定を行っている。平成2年3月31日現在の大気汚染測定局等の設置状況を表2-2-2に示す。

本節では、これらの測定局等の測定結果に基づいて、平成元年度における大阪府域の大気汚染状況の概要と府下全域・地域別の推移及び環境基準達成状況等について示す。なお、ここで用いた府域の地域区分は大阪地域公害防止計画における以下の区分とし、地域別の推移については原則として地域毎に10年間継続して測定している測定局を対象として集計した。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 北大阪地域 | おおむね淀川以北の地域 |
| 東大阪地域 | おおむね淀川と大和川にはさまれた地域（大阪市内を除く） |
| 大阪市内 | 大阪市の区域 |
| 南大阪地域 | おおむね大和川以南の地域 |

表2-2-2 大阪府下の大気汚染測定局等の設置状況 (平成2年3月31日現在)

| 種別 | 測定局数 |
|------------------------|------------------------------------------|
| 大気汚染常時測定局 (第3節第4参照) | 115 (一般環境測定局 81局) (自動車排出ガス測定局 34局) |
| 二酸化鉛法による硫黄酸化物の測定地点 | 9 |
| 浮遊粉じん 総量と成分の測定地点 | 6 |
| ハイボリウム・エアサンプラーによる | 8 |
| 降下ばいじん総量の測定地点 | 9 |

第1 窒素酸化物

窒素酸化物は、大気中では大部分が二酸化窒素(NO_2)と一酸化窒素(NO)とで占められている。窒素酸化物は、人の健康に直接影響を与えるだけでなく、炭化水素とともに光

化学スモッグの原因物質の一つとされている。

窒素酸化物は、空気中の窒素や燃料中に含まれている窒素分が高温での燃焼過程で酸化されて生成される物質であり、排出時には一酸化窒素が大部分を占め、これが大気中で酸化されて二酸化窒素に変化する。窒素酸化物の主要な発生源としては自動車、工場・事業場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器・厨房などがあげられる。

窒素酸化物に対する対策は、固定発生源対策として大気汚染防止法に基づく数次にわたる排出規制が行われているほか、大阪市等 17 市 1 町の地域には総量規制が導入され削減指導を進めてきた。また、移動発生源対策として自動車排出ガス規制が数次にわたって行われてきている。しかし、近年の二酸化窒素の環境濃度の現状から、窒素酸化物対策をより一層進めるため、昭和 61 年 3 月に「大阪府域における当面の窒素酸化物対策について」を策定し、その推進を図ることとしている。

平成元年度は、ザルツマン試薬を用いた吸光光度法による窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）濃度の測定を一般環境測定局 75 局（うち市町所管局 53 局）と自動車排出ガス測定局 34 局（うち市町所管局 22 局）で行った。

1 二酸化窒素濃度の測定結果と環境基準達成状況

(1) 二酸化窒素濃度の概要と推移

ア 年平均値の概要と推移

各測定局の二酸化窒素濃度の平成元年度の年平均値の概要と地域別の年平均値の推移を図 2-2-1 に示す。

平成元年度の測定結果をみると、一般環境測定局と比較して自動車排出ガス測定局の方が相対的に濃度が高く、また、大阪市域に近いほど全般的に濃度が高くなる傾向がある。また、年平均値の推移をみると、各地域ともおおむね横ばいの傾向を示していたが、最近数年間はやや上昇傾向にある（巻末資料表 2-1）。

イ 日平均値の年間 98% 値の概要と推移

二酸化窒素に係る環境基準は、有効測定局（年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局。以下、本節中において同じ。）における年間の日平均値のうち低い方から 98% に相当する日平均値（以下「日平均値の年間 98% 値」という。）で評価することとされており、この値が 0.06 ppm 以下の場合に環境基準を達成し、0.06 ppm を超える場合には達成されないものと評価される。

各測定局の二酸化窒素濃度の平成元年度の日平均値の年間 98% 値の概要と地域別の平均値の推移を図 2-2-2 に示す。

平成元年度の測定結果をみると、大阪市内の一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局と

大阪市に隣接する地域、枚方市及び高槻市内の自動車排出ガス測定局で日平均値の年間9.8%値が0.06 ppmを超えている。なお、日平均値の9.8%値についても年平均値と同様に、一般環境測定局と比較して自動車排出ガス測定局の方が相対的に濃度が高く、また、大阪市域に近いほど全般的に濃度が高くなる傾向がある。

また、日平均値の年間9.8%値の推移をみると、全般的に横ばいないしやや低下の傾向を示していたが、最近数年間は横ばいなしやや上昇の傾向にある。しかし、平成元年度は前年度と比較して低下した測定局が多かった（卷末資料表2-2）。

(2) 環境基準達成状況

昭和55年度以降10年間の環境基準の達成状況を図2-2-3に示す。

これによると、一般環境測定局では日平均値の年間9.8%値が0.06 ppmを超えた測定局は昭和55年度以降年々減少し、昭和57年度以降は大阪市内の数局で環境基準を達成しない状況が継続していたが、昭和62年度は前年度に比べて大幅に増加した。平成元年度は昭和63年度と比較して7局減少し大阪市内の7局で環境基準を達成しなかった。一方、自動車排出ガス測定局では日平均値の年間9.8%値が0.06 ppmを超えた測定局数は近年横ばいに推移していたが、昭和62年度から増加している。平成元年度は、大阪市内の12局全局と堺市内の3局、吹田、摂津、守口、八尾、松原、枚方、高槻の各市内の1局ずつの計22局で環境基準を達成しなかった。

平成元年度の環境基準達成率は一般環境測定局で90.7%（前年度80.6%）、自動車排出ガス測定局で35.3%（前年度31.3%）であった。

また、国の旧環境基準（1時間値の日平均値が0.02 ppm以下）でみると全局で未達成であった（卷末資料表2-3）。

2 一酸化窒素の測定結果と推移

各測定局における一酸化窒素濃度の平成元年度の測定結果の概要と地域別の年平均値の推移を図2-2-4に示す。

平成元年度の測定結果をみると、一般環境測定局と比較して自動車排出ガス測定局の方が相対的に濃度が高く、また、大阪市域に近いほど全般的に濃度が高くなる傾向がある。また、年平均値の推移をみると、各地域ともおむね横ばいなし低下の傾向を示していたが、ここ数年は横ばいなしやや上昇の傾向を示している（卷末資料表2-4～5）。

図2-2-1 二酸化窒素濃度（年平均値）の概要（平成元年度）と推移

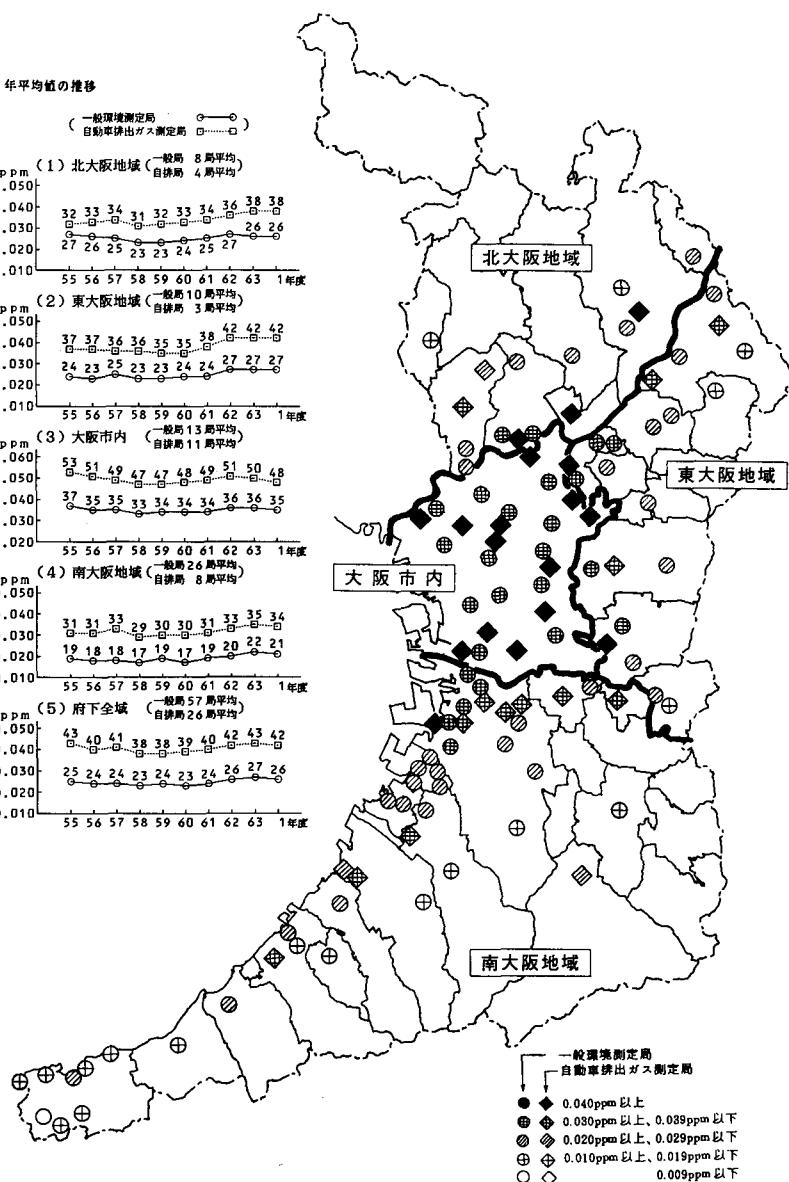


図2-2-2 二酸化窒素濃度（日平均値の年間9.8%値）の
概要（平成元年度）と推移

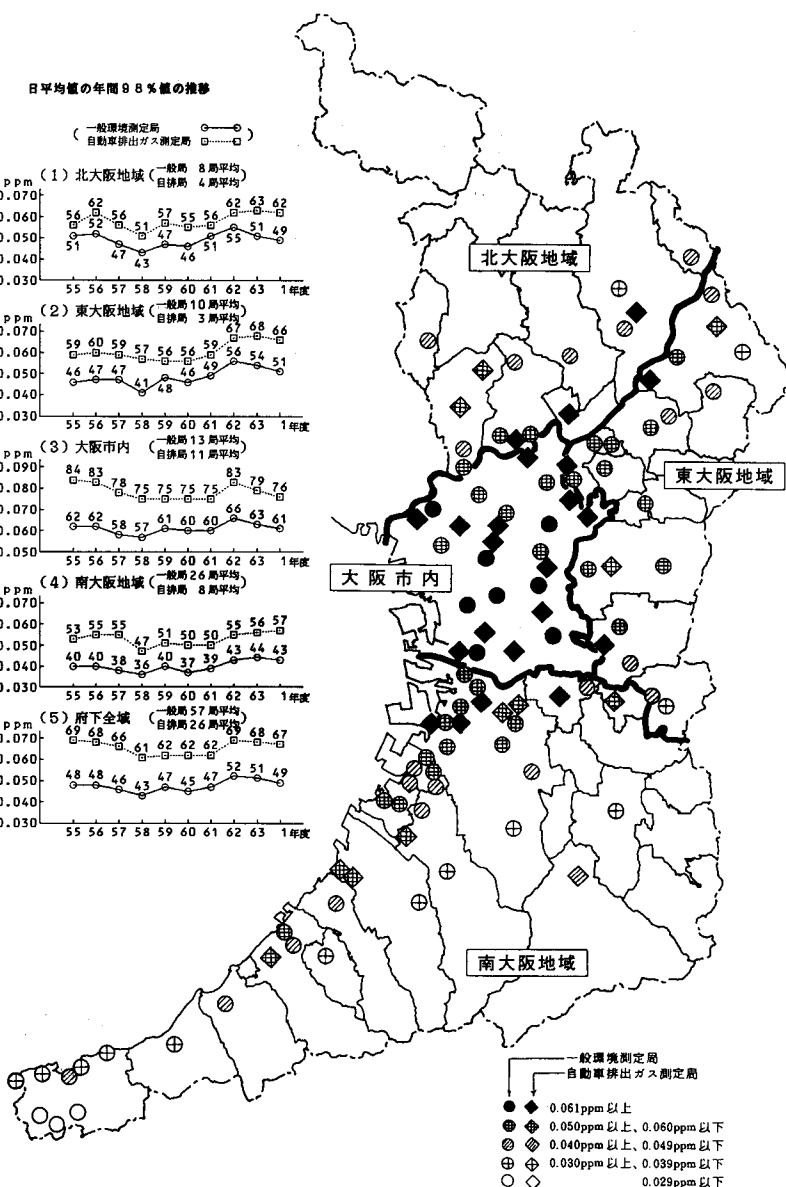
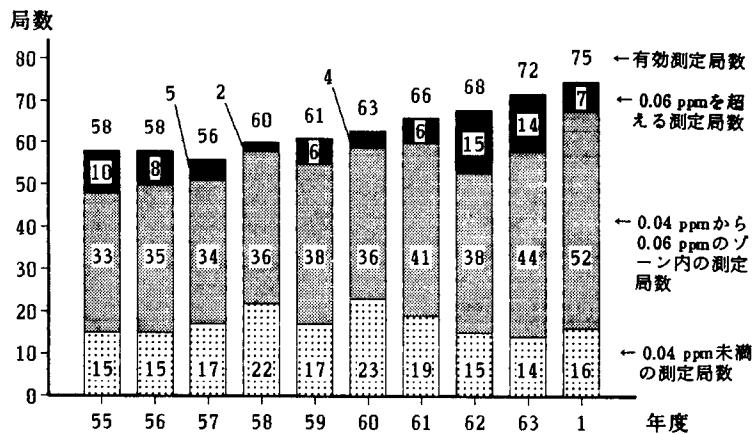


図2-2-3 二酸化窒素の環境基準達成状況の推移

(1) 一般環境測定局



(2) 自動車排出ガス測定局

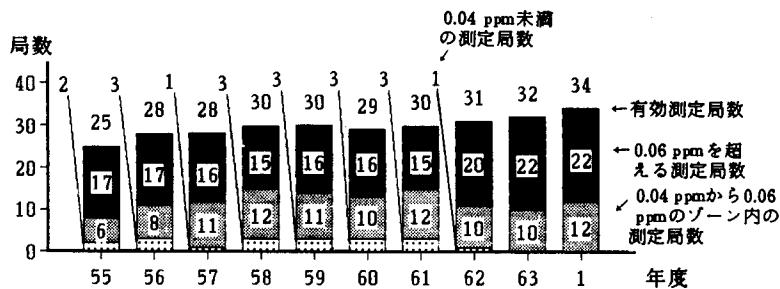
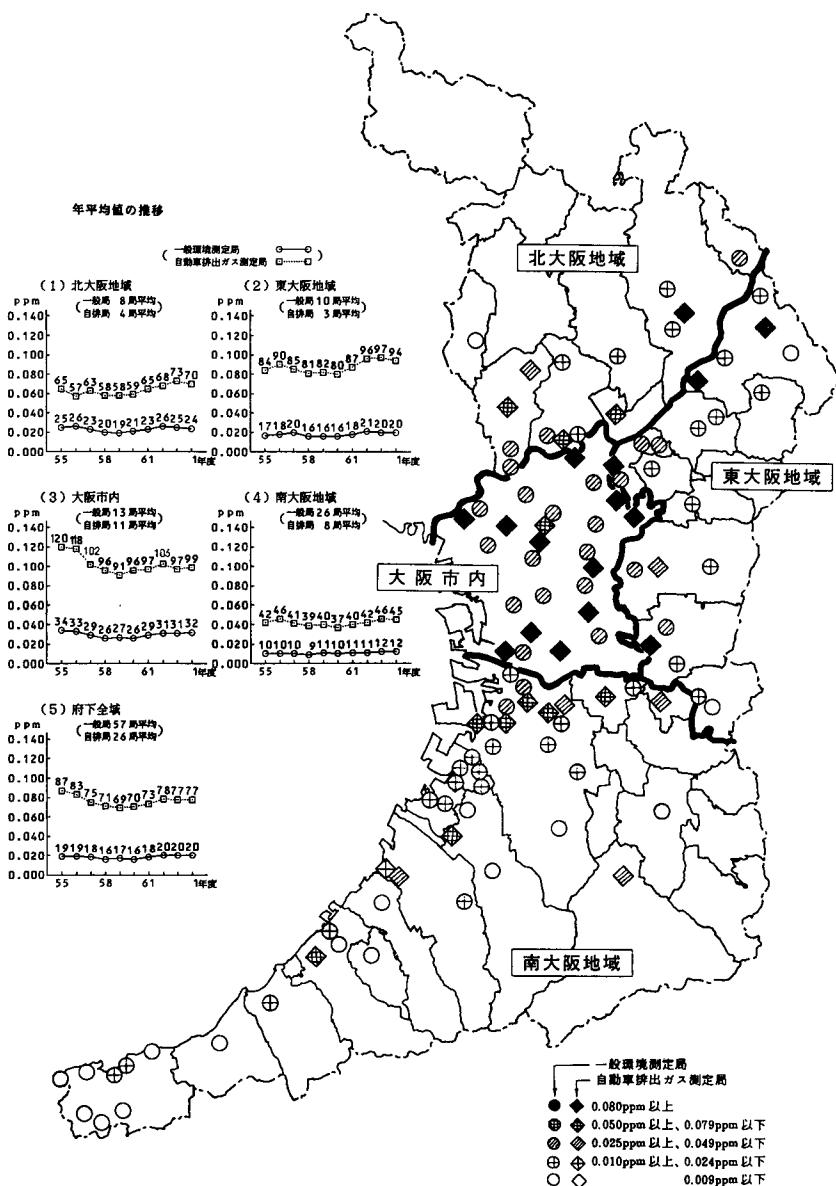


図2-2-4 一酸化窒素濃度（年平均値）の概要（平成元年度）と推移



第2 光化学オキシダント及び光化学スモッグ等

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物、炭化水素等の物質が紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り二酸化窒素を除く。）の総称であり、オゾン、PAN（パーオキシアシルナイトレート）等の物質が含まれる。このように、光化学オキシダントは光化学反応により生成されるため、その濃度は日射量、気温、風速等の気象条件の影響を強く受け、特に夏期の昼間に高濃度になりやすい。

そして、光化学オキシダントによる大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある事態（光化学オキシダントの環境濃度が一定の基準に達し、気象条件等からみてその状態が継続すると認められる場合）を光化学オキシダントに係る緊急時とし、大阪府では「大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領」に基づいて光化学スモッグ予報、注意報等を発令することとしている。

また、炭化水素は大気中に存在する有機化合物の総称であり、その成分は非常に多種類にわたっているが、大気汚染常時監視においてはメタンと非メタン炭化水素に分類して測定されている。このうち反応性に富む非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質の一つと考えられており、光化学スモッグ対策の観点から、現在、指針値（非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値として0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること）が定められている。

平成元年度においては、中性ヨウ化カリウム溶液を用いた吸光光度法による光化学オキシダント濃度の測定を、一般環境測定局69局（うち市町所管局47局）と自動車排出ガス測定局12局（うち市町所管局4局）で行った。また、非メタン炭化水素濃度及び全炭化水素濃度の測定を、一般環境測定局20局（うち市町所管局11局）と自動車排出ガス測定局13局（うち市町所管局6局）で行った。

1 光化学オキシダント濃度の測定結果と環境基準達成状況の推移

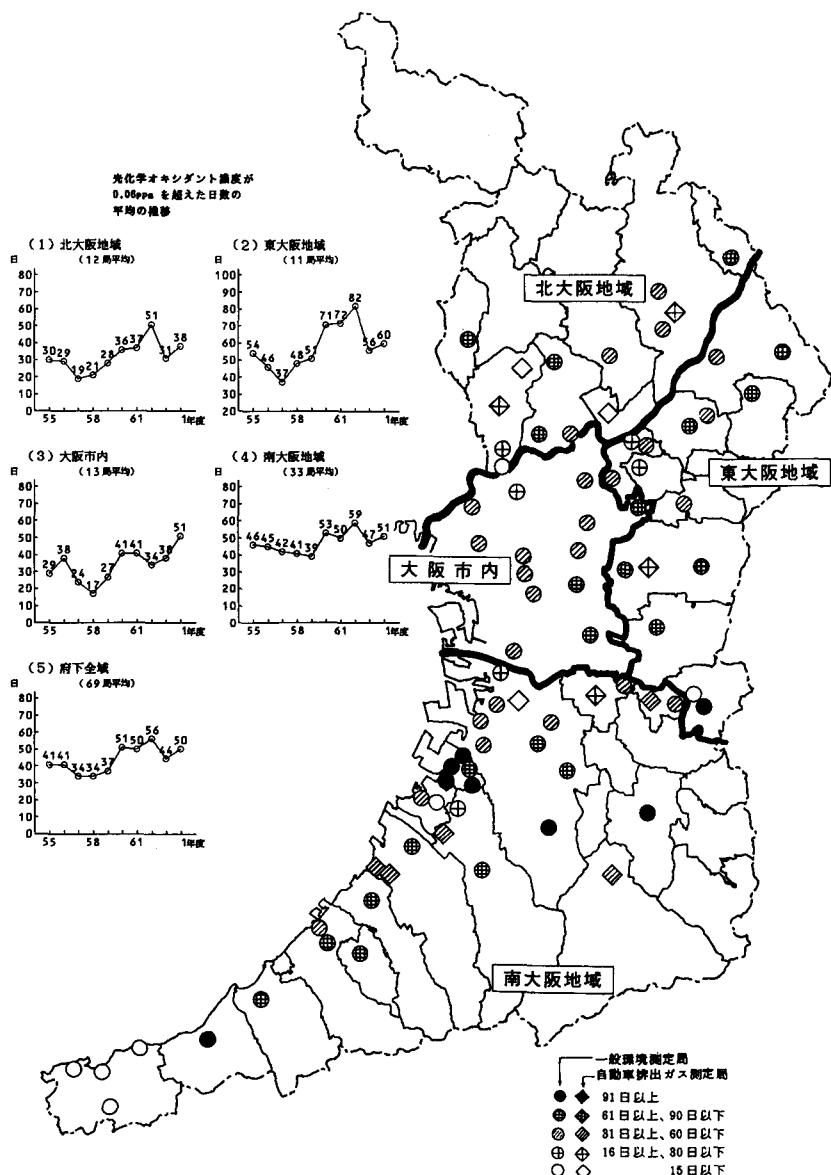
(1) 光化学オキシダント濃度の概要と推移

光化学オキシダントに係る環境基準は、昼間（6～20時）の1時間値について評価を行うこととされている。

各測定局の平成元年度の昼間の光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた日数の概要と地域別の超えた日数の平均の推移を図2-2-5に示す。

平成元年度の測定結果をみると、0.06ppmを超えた日数は、大阪市内や大阪市に隣接する地域で少なく、その周辺の地域で比較的多くなっている。

図2-2-5 光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた日数の概要(平成元年度)と推移



また、 0.06 ppm を超えた日数の推移をみると、昭和56年度以降減少傾向を示しているが、昭和60年度からは増加の傾向にある。

各測定期で昼間の光化学オキシダント濃度が環境基準である 0.06 ppm を超えた時間数及び光化学スモッグ注意報の濃度基準である 0.12 ppm 以上となった時間数の平均の推移をそれぞれ図2-2-6及び図2-2-7に示す。 0.12 ppm 以上となった時間数は、 0.06 ppm を超えた時間数や日数とほぼ同様の傾向を示している(巻末資料表2-6~7)。

図2-2-6 昼間の光化学オキシダント濃度が 0.06 ppm を超えた時間数の平均の推移

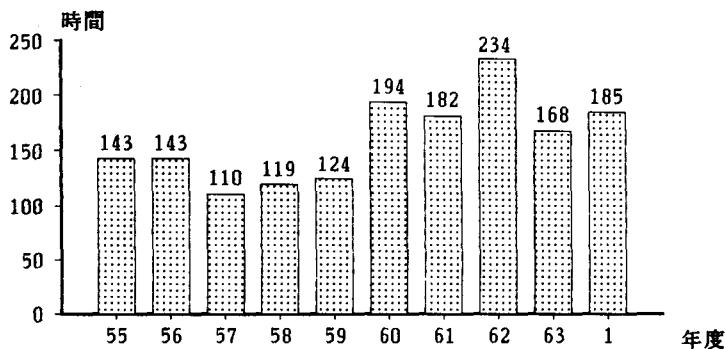
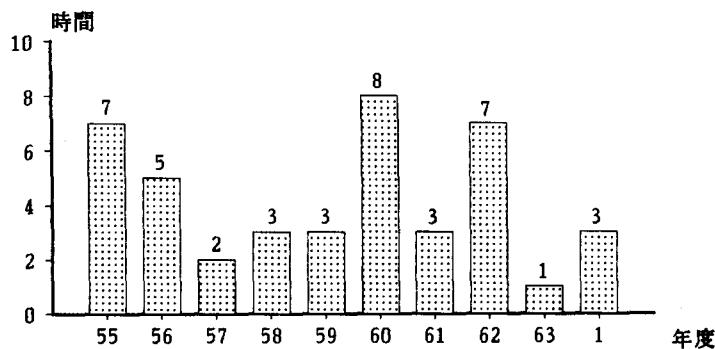


図2-2-7 昼間の光化学オキシダント濃度が 0.12 ppm 以上の時間数の平均の推移



(2) 環境基準達成状況

平成元年度における環境基準の達成状況は、一般環境測定局 6 9 局中全局で未達成であり、自動車排出ガス測定局 1 2 局中 1 1 局で未達成であった（巻末資料表 2 - 8）。

2 光化学スモッグ

(1) 光化学スモッグ発生の概況

光化学スモッグ予報等については、気象要素等を考慮して府域を 7 地域に区分し、それぞれの地域における光化学オキシダント濃度と気象条件から光化学スモッグ予報、注意報等を発令することとしている（表 2 - 2 - 3）。

光化学スモッグ予報等の発令回数は、平成元年度においては予報 1 7 回、注意報 1 0 回であり、予報、注意報とも昭和 6 3 年度より増加した（図 2 - 2 - 8）。

また、光化学スモッグによる被害の訴え状況からみると、平成元年度の被害の届け出は 1 件 5 名であり、いずれも軽症で一過性のものであった（表 2 - 2 - 4、巻末資料表 2 - 9）。

発令回数及び延べ発令時間を地域別にみると、予報の発令回数では、堺市及びその周辺地域（4 の地域）の 1 6 回が最も多く延べ発令時間も、5 2 時間 2 0 分と最も長かった。また、注意報の発令回数では、東大阪地域（3 の地域）と堺市及びその周辺地域（4 の地域）の 8 回が最も多く、延べ発令時間では、堺市及びその周辺地域（4 の地域）が 2 3 時間 5 0 分と最も長かった（表 2 - 2 - 5、巻末資料表 2 - 1 0）。

表2-2-3 光化学オキシダント（光化学スモッグ）の緊急時発令基準

| 呼 称 | 発 令 基 準 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 光化学スモッグ予報 | 当該地域の基準測定点のうち1点のオキシダント濃度が0.08 ppm以上で、かつ、気象条件からみて注意報の発令基準に達すると考えられるとき、又は、測定点の測定値等から判断して注意報の発令基準に達すると認められるとき |
| 光 化 学 ス モ ジ グ 注 意 報 | 当該地域の基準測定点のうち1点のオキシダント濃度が0.12 ppmに達した場合、又は、測定点の測定値等から判断して大気の汚染がこれらの場合と同程度であると認める場合であって、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき |
| 光 化 学 ス モ ジ グ 警 報 | 当該地域の基準測定点のうち1点のオキシダント濃度が0.24 ppmに達した場合、又は、測定点の測定値等から判断して大気の汚染がこれらの場合と同程度であると認める場合であって、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき |
| 光 化 学 ス モ ジ グ 重 大 緊 急 警 報 | 当該地域の基準測定点のうち1点のオキシダント濃度が0.40 ppmに達し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき |

図2-2-8 光化学スモッグ予報・注意報の発令回数の推移

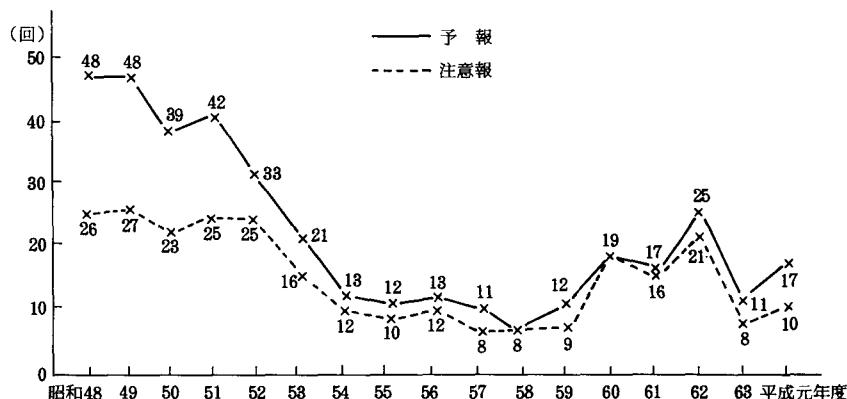


表2-2-4 光化学スモッグによる被害の訴え人数の推移

| 年度 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 元 |
|----|------|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|---|
| 人数 | 3122 | 774 | 290 | 176 | 41 | 77 | 378 | 325 | 9 | 0 | 18 | 11 | 16 | 0 | 166 | 0 | 5 |

表2-2-5 光化学スモッグ予報等地域別発令回数・
延べ発令時間の状況（平成元年度）

| 地 域 区 分 | | 1 の 地 域 | 2 の 地 域 | 3 の 地 域 | 4 の 地 域 | 5 の 地 域 | 6 の 地 域 | 7 の 地 域 |
|------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予 報 | 発 令 回 数 | 11 | 6 | 15 | 16 | 10 | 13 | 8 |
| | 延べ発令時間 (時間:分) | 38:40 | 21:00 | 50:20 | 52:20 | 31:00 | 43:20 | 25:00 |
| 注意報 | 発 令 回 数 | 3 | 1 | 8 | 8 | 3 | 7 | 3 |
| | 延べ発令時間 (時間:分) | 9:00 | 3:00 | 21:40 | 23:50 | 7:00 | 19:50 | 8:10 |

(注) 1 注意報の延べ発令時間は、予報の延べ発令時間に含まれる。

2 発令地域の区分は次表のとおりである。

| 地 域 区 分 区分の略称 | | 地 域 の 区 分 |
|------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 の 地 域 | 大 阪 市 中 心 部 の 地 域 | 大阪市の区域のうち、西淀川区、東淀川区、淀川区、旭区、鶴見区、城東区、住吉区、住之江区、東住吉区及び平野区の地域を除く地域 |
| 2 の 地 域 | 大 阪 市 北 部 及 び そ の 周 边 地 域 | 大阪市の区域のうち、西淀川区、東淀川区及び淀川区の地域並びに豊中市、吹田市及び摂津市の地域 |
| 3 の 地 域 | 東 大 阪 地 域 | 大阪市の区域のうち、旭区、鶴見区及び城東区の地域並びに守口市、門真市、寝屋川市、交野市、四条畷市、大東市、東大阪市、八尾市及び柏原市の地域 |
| 4 の 地 域 | 堺 市 及 び そ の 周 辺 地 域 | 大阪市の区域のうち、住吉区、住之江区、東住吉区及び平野区の地域並びに堺市、松原市、麻井寺市、羽曳野市、高石市、泉大津市、和泉市及び忠岡町の地域 |
| 5 の 地 域 | 北 大 阪 地 域 | 枚方市、高槻市、茨木市、箕面市、池田市、島本町、能勢町及び豊能町の地域 |
| 6 の 地 域 | 南 河 内 地 域 | 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、美原町、太子町、河南町及び千早赤阪村の地域 |
| 7 の 地 域 | 泉 南 地 域 | 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南町、熊取町、田尻町及び岬町の地域 |

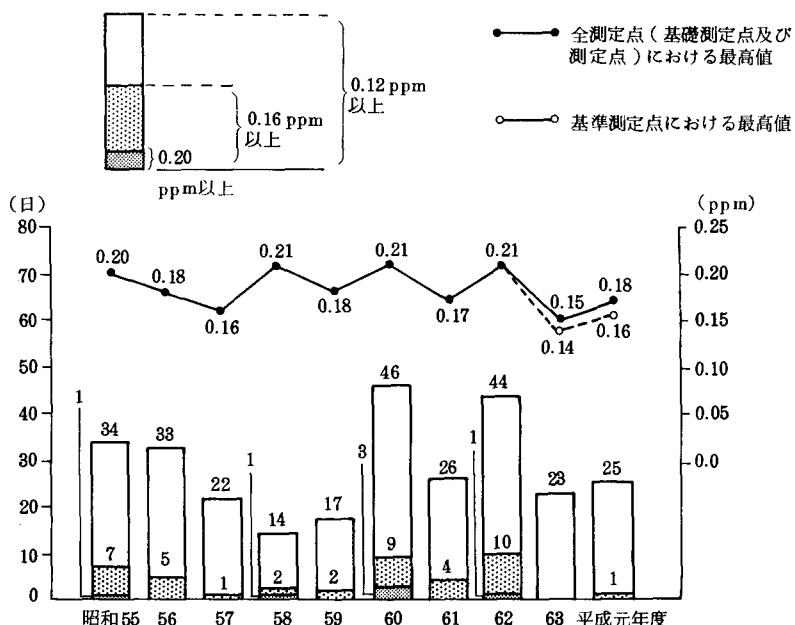
(2) 光化学オキシダント高濃度発生状況の推移

光化学スモッグ予報等の発令基準の指標となる光化学オキシダントについて、高濃度になった日数の推移をみると、これまでの減少傾向から昭和60年度以降やや増加の傾向にあつたが、昭和63年度にやや減少し、平成元年度は横ばいであった。

また、光化学オキシダント濃度の最高値の推移をみると、年度によって変動があるものの、0.20 ppm前後ではほぼ横ばいの傾向で、平成元年度は、全測定点では0.18 ppm、基準測定点では0.16 ppmであった。(図2-2-9)。

図2-2-9 光化学オキシダントが高濃度となった日数

及び最高値(1時間値)の推移



㊟ 1 4月～10月について、基準測定点(注-2参照)で集計している。

2 「オキシダント(光化学スモッグ)緊急時対策実施要領」に定める測定点区分による(基準測定点: 86点、全測定点: 昭和52～57年度52点、昭和58～60年度55点、昭和61～62年度56点、昭和63～平成元年度57点)。

3 炭化水素濃度の測定結果

(1) 非メタン炭化水素濃度の概要と推移

各測定期の平成元年度の非メタン炭化水素濃度の年平均値の概要と、昭和55年度から測定を継続している大阪市内的一般環境測定期3局及び昭和57年度から測定を継続している大阪市内の自動車排出ガス測定期2局の測定結果の平均の推移を図2-2-10に示す。

平成元年度の測定結果をみると、一般環境測定期では、大阪市内や大阪市に隣接する地域で濃度が高い傾向を示しており、自動車排出ガス測定期ではさらに濃度が高くなっている。また、年平均値及び午前6～9時の3時間の年平均値の推移をみると、一般環境測定期では昭和55年度以降低下傾向を示し、昭和62年度は上昇したもののは平成元年度は昭和63年度に比べやや低下した。自動車排出ガス測定期では昭和57年度以降やや低下の傾向を示していたが、平成元年度は昭和63年度に比べやや上昇した（卷末資料表2-11）。なお、測定結果と指針値を比較すると、全局で指針値を超過していた（卷末資料表2-12）。

(2) 全炭化水素濃度の測定結果

全炭化水素濃度について午前6～9時の3時間の年平均値をみると、平成元年度は1.96～3.16 ppmC（メタン換算）であった（卷末資料表2-13～14）。

第3 浮遊粒子状物質等

1 浮遊粒子状物質濃度の測定結果と環境基準達成状況

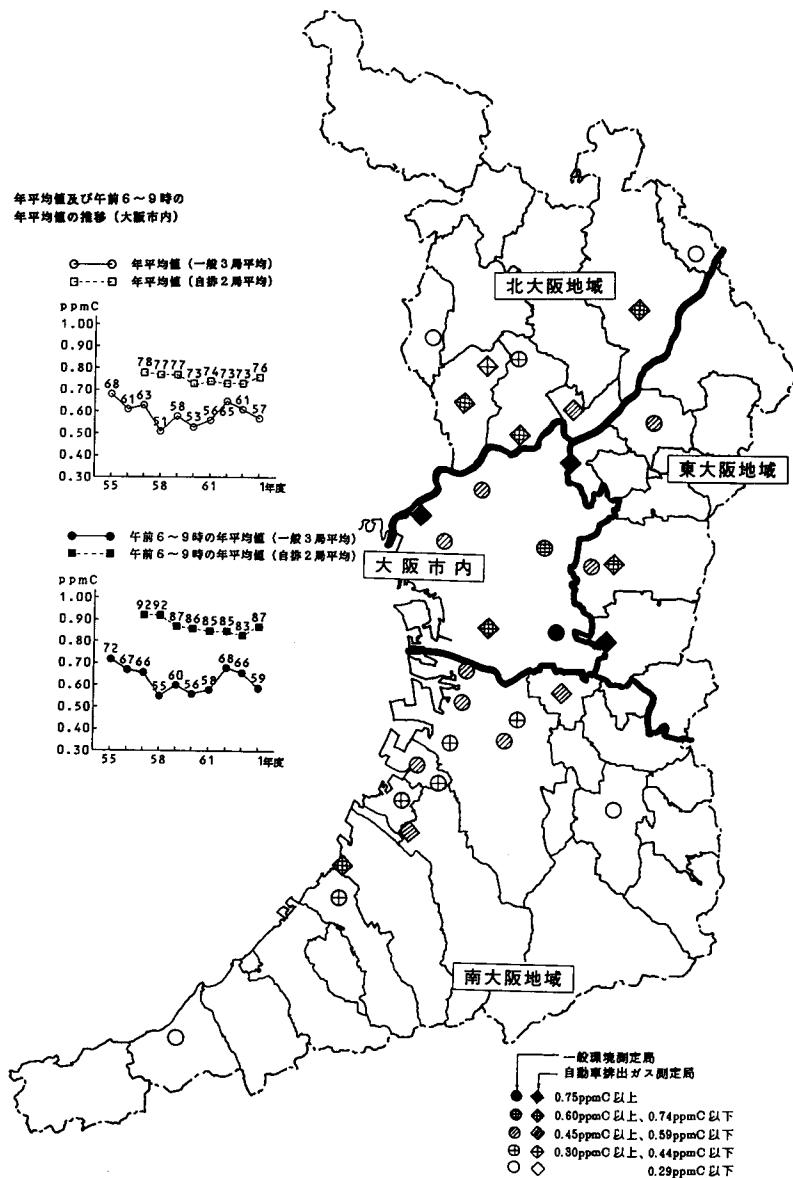
浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10ミクロン以下の粒子状物質をいう。これらの微粒子は、気道から肺に侵入・沈着し呼吸器に悪影響を与えることが知られており、環境基準が定められている。

浮遊粒子状物質はその生成過程からみた場合、粒子として大気中に放出される一次生成粒子とガス状物質が大気中で化学的に変化して生成される二次生成粒子とに分類される。また、発生源としては人為発生源（工場・事業場、自動車等）と自然発生源（土壤粒子、海塩粒子等）に分類され、粒子の性状（粒径、成分等）が異なることから、単に量だけでなく成分についても注目されている。

浮遊粒子状物質の測定法としては、デジタル粉じん計で得られる相対濃度を同時に測定したローポリウム・エアサンプラーによる測定結果を用いて重量濃度に換算する光散乱法と、直接重量濃度の1時間値の測定が可能なベータ線吸収法と圧電天秤法がある。

平成元年度においては、光散乱法及びベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度の測定を一般環境測定期59局（うち市町所管局40局）、自動車排出ガス測定期22局（うち市町所管局12局）で行った。

図2-2-10 非メタン炭化水素濃度（年平均値）の概要（平成元年度）
と推移（年平均値及び午前6～9時の年平均値）



(1) 浮遊粒子状物質濃度の概要と推移

各測定局の浮遊粒子状物質濃度の平成元年度の年平均値の概要と地域別の年平均値の推移を図2-2-11に示す。

平成元年度の測定結果をみると、大阪市域と大阪市に隣接した地域及び泉北地域の臨海部で濃度が高い傾向がある。また、一般環境測定局の年平均値の推移をみると昭和55年度以降は全般的に低下の傾向にあったが、ここ数年間では年度によって多少の変動があるもののほぼ横ばいの傾向を示している（巻末資料表2-15）。

(2) 環境基準達成状況

昭和55年度以降10年間の長期的評価に基づく環境基準の達成状況を図2-2-12に示す。これによると、浮遊粒子状物質は環境基準の達成率が低い状態が続いているが、平成元年度は達成局がやや増加し、一般環境測定局20局、自動車排出ガス測定局2局の合計22局で環境基準を達成した（巻末資料表2-16）。

2 浮遊粉じん濃度の測定結果

浮遊粉じん濃度の測定については、平成元年度はデジタル粉じん計により一般環境測定局23局（うち市町所管局16局）と自動車排出ガス測定局5局（うち市町所管局3局）で行うとともに、浮遊粉じん総量とその成分の分析をローボリウム・エアサンプラーによる測定局6局とハイボリウム・エアサンプラーによる測定局8局（うち大阪市所管局2局）で行った。

(1) デジタル粉じん計による測定結果とその推移

各測定局の浮遊粉じん濃度の平成元年度の年平均値の概要と府下全域の推移を図2-2-13に示す。

平成元年度の測定結果をみると、大阪市、東大阪地域南部及び泉北地域で濃度が高い傾向がある。また、年平均値の推移をみると昭和55年度以降は全般的に低下の傾向にあったが、ここ数年間では年度によって多少の変動があるもののほぼ横ばいの傾向を示している（巻末資料表2-17～18）。

(2) ローボリウム・エアサンプラーによる測定

この測定は、サイクロン付きローボリウム・エアサンプラーにより、大気を336時間（原則として毎月第2週の火曜日から第4週の火曜日までの2週間）連続して吸引、採取した粒径10ミクロン以下の浮遊粒子状物質の総量及びその金属成分について測定、分析するものである（巻末資料表2-19）。

図2-2-11 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の概要（平成元年度）と推移

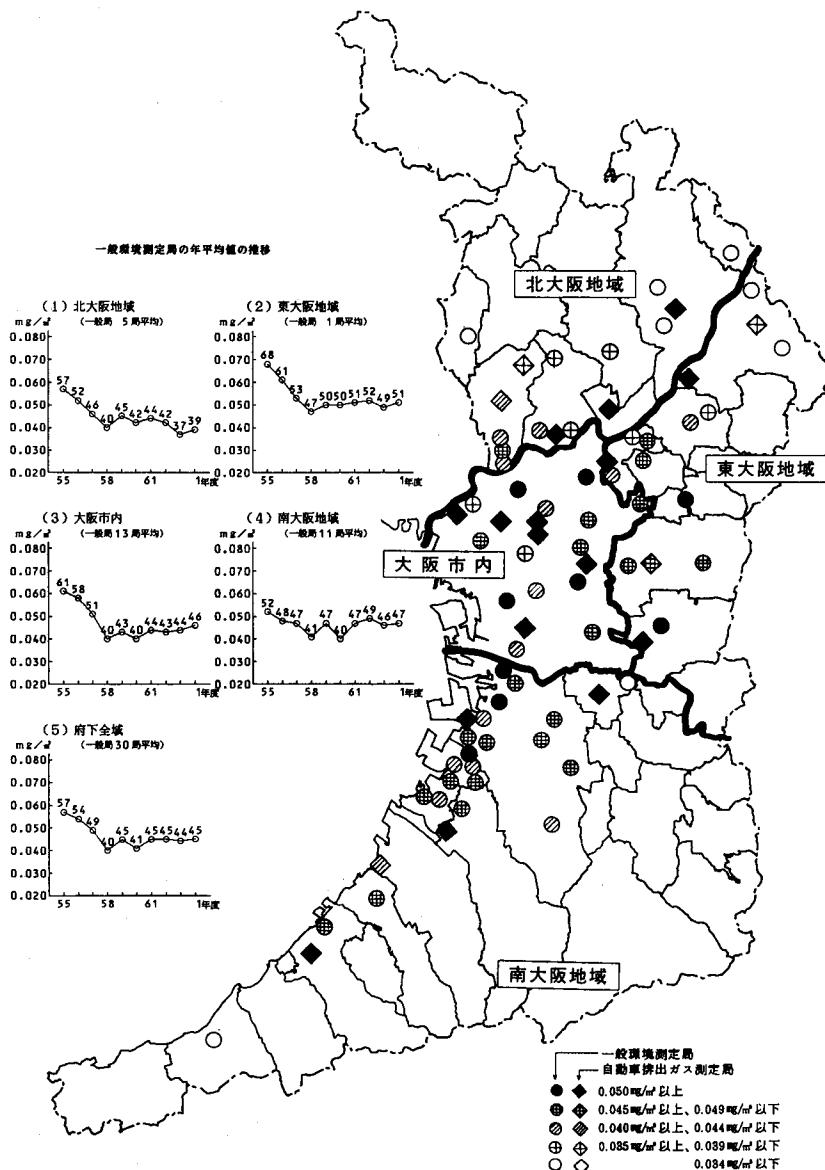
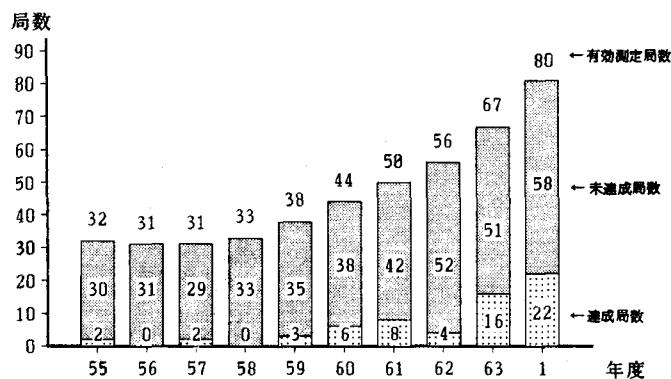


図2-2-12 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（長期的評価）の推移



(3) ハイポリウム・エアサンプラーによる測定

この測定は、ハイポリウム・エアサンプラーにより、大気を24時間（原則として毎週火曜日の午前10時から翌水曜日の午前10時まで）連続して吸引、採取した粉じんの総量及びその金属成分について測定、分析するものである（巻末資料表2-20）。

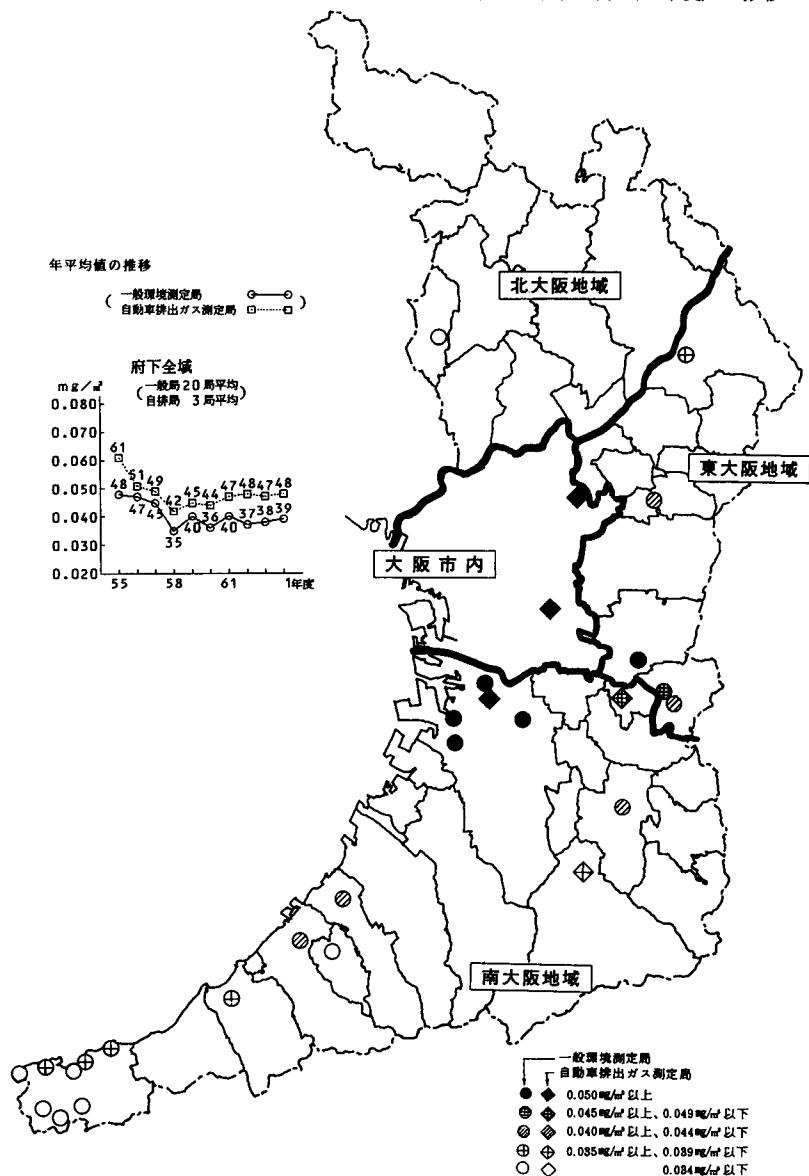
3 降下ばいじんの測定結果

平成元年度における府下9地区の降下ばいじん総量（溶解性+不溶解性）の年平均値の最高値は大阪市の4.07トン／月／km²、最低値は富田林市の1.83トン／月／km²であった。

（巻末資料表2-21）。

年平均値の推移をみると、近年は横ばいの傾向を示している。また、平成元年度は昭和46年度の約3分の1～2分の1に低下している。

図2-2-13 浮遊粉じん濃度（年平均値）の概要（平成元年度）と推移



第4 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、主として石油・石炭等の化石燃料中の硫黄分がその燃焼過程で酸化されることにより生成される大気汚染物質であり、石油・石炭等を燃料として使用する施設が主要な発生源である。以前は多量の硫黄酸化物が大気中に排出され、スモッグの原因となっていたものの、使用燃料の低硫黄化・排煙脱硫装置の設置等の対策により、一般環境大気中の硫黄酸化物濃度は減少し近年は横ばい傾向を示している。しかし、道路沿道では、軽油を燃料とするディーゼルエンジン車の増加により二酸化硫黄濃度は一般環境と比較してやや高くなる傾向があり、大型車の交通量が多い道路の沿道ではこの傾向が顕著である。

平成元年度においては、溶液導電率法による二酸化硫黄濃度の測定を一般環境測定局77局（うち市町所管局54局）、自動車排出ガス測定局19局（うち市町所管局10局）で行った。また、二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定を府下9か所で行った。

1 溶液導電率法による二酸化硫黄濃度の測定結果と環境基準達成状況

(1) 二酸化硫黄濃度の概要と推移

各測定局の二酸化硫黄濃度の平成元年度の年平均値の概要と地域別の年平均値の推移を図2-2-14に示す。

平成元年度の測定結果をみると、年平均値が0.01ppm以上の測定局は大阪市とその隣接地域に多くみられ、外縁部ほど濃度が低い傾向にあり、また、一般環境測定局と比較して自動車排出ガス測定局がやや高い傾向にある。

また、年平均値の推移をみると、各地域とも近年は横ばいの傾向を示しており、濃度の経年的な変化は小さい（巻末資料表2-2-2）。

(2) 環境基準達成状況

昭和55年度以降10年間の長期的評価に基づく環境基準の達成状況を図2-2-15に示す。これによると、昭和55年度以降達成率が上昇し、昭和56年度以降は昭和63年度の1局を除き有効測定局全局で達成していた。

また、昭和60年度以降5年間の短期的評価に基づく環境基準の達成状況を表2-2-6に示す。これによると、平成元年度は自動車排出ガス測定局4局で未達成であった（巻末資料表2-2-3）。

図2-2-14 二酸化硫黄濃度（年平均値）の概要（平成元年度）と推移

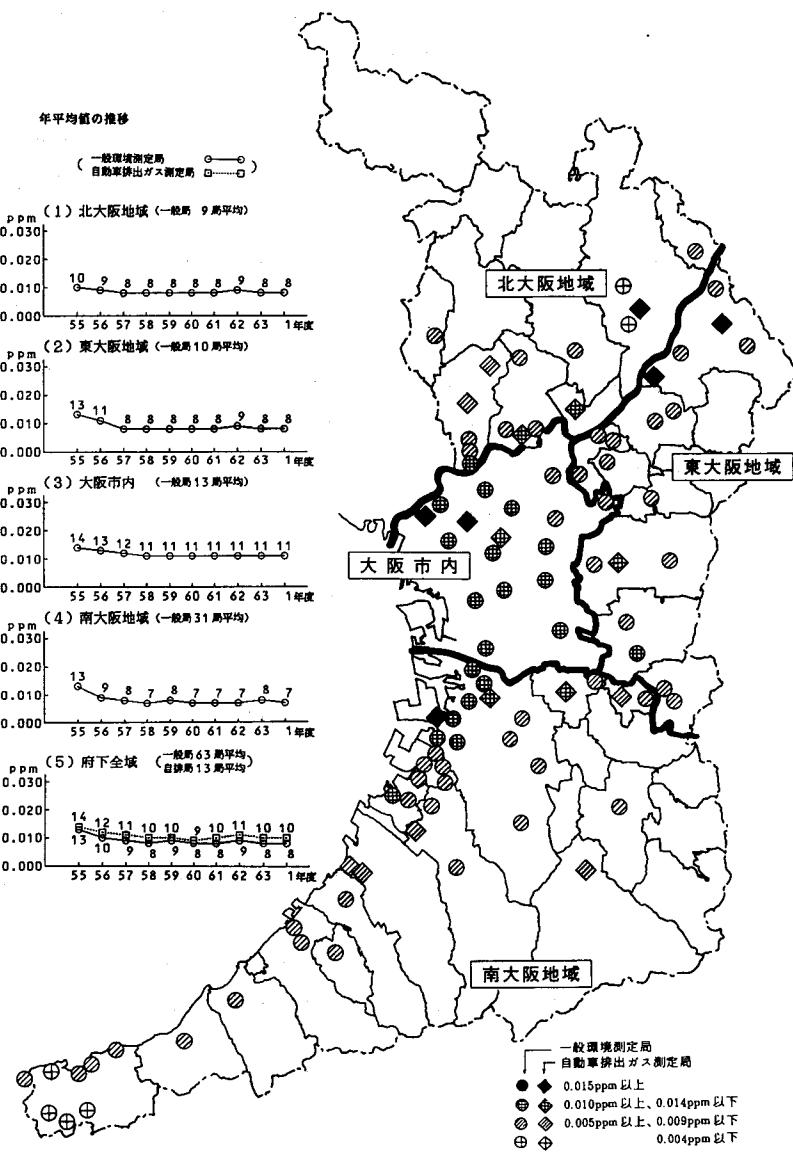


図2-2-15 二酸化硫黄の環境基準達成状況（長期的評価）の推移

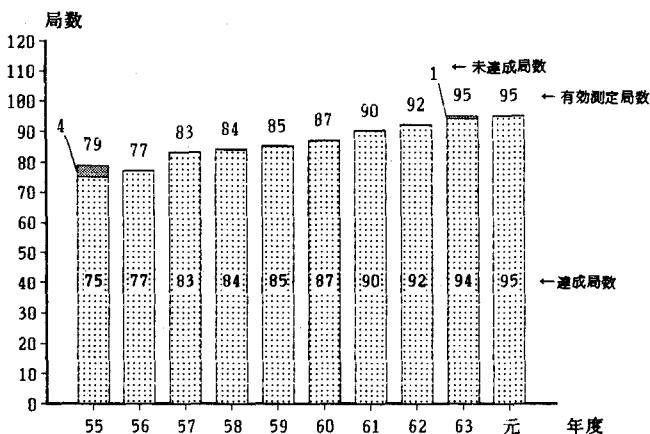


表2-2-6 二酸化硫黄の環境基準達成状況（短期的評価）の推移

| 区分 | | 年 度 | 6 0 | 6 1 | 6 2 | 6 3 | 元 |
|--------------------|-------------------------------|-----|------|----------|------|---------|------|
| | | | 測定局数 | 超過した延時間数 | 測定局数 | 超過した延日数 | 測定局数 |
| 一般 環境 測定局 | 1時間値が0.1 p.p.mを超えた 測定局 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.04 p.p.mを超えた 測定局 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自動車 排出ガス 測定局 | 1時間値が0.1 p.p.mを超えた 測定局 | | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 3 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| | 日平均値が0.04 p.p.mを超えた 測定局 | | 1 | 0 | 1 | 4 | 4 |
| | | | 4 | 0 | 4 | 16 | 11 |

2 二酸化鉛法による測定結果

平成元年度における府下 9 地区の二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の年平均値をみると、最高値は大阪市の 0.19 mg・SO₃ / 日 / 100 cm³、最低値は松原市の 0.08 mg・SO₃ / 日 / 100 cm³ であった。

また、年平均値の推移をみると、ここ 5 年はほぼ横ばい状況で、平成元年度は昭和 46 年度の約 8 分の 1 ~ 6 分の 1 となっている（表 2-2-7）。

表 2-2-7 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度（年平均値）の推移

（単位：mg・SO₃ / 日 / 100 cm³）

| 年度 地区 | 昭46 | 60 | 61 | 62 | 63 | 平 元 | 備 考 |
|----------|------|------|------|------|------|-------|----------------------|
| 池 田 市 | 0.59 | 0.09 | 0.09 | 0.08 | 0.09 | 0.09 | 池田保健所 |
| 豊 中 市 | 0.47 | 0.09 | 0.07 | 0.08 | 0.08 | 0.09 | 豊中保健所 |
| 吹 田 市 | 0.95 | 0.13 | 0.12 | 0.12 | 0.13 | 0.11 | 吹田保健所 |
| 大 阪 市 | 1.33 | 0.18 | 0.17 | 0.16 | 0.17 | 0.19 | 公害監視センター |
| 守 口 市 | 1.04 | 0.14 | 0.12 | 0.14 | 0.14 | 0.13 | 守口保健所 |
| 東 大 阪 市 | 0.85 | 0.12 | 0.11 | 0.12 | 0.12 | 0.10 | 東大阪市西保健所 (旧布施保健所) |
| 八 尾 市 | 0.67 | 0.10 | 0.08 | 0.09 | 0.10 | 0.09 | 八尾保健所 |
| 松 原 市 | 0.50 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.08 | 大阪薬科大学 |
| 富 田 林 市 | 0.40 | 0.08 | 0.06 | 0.06 | 0.07 | 0.10* | 富田林保健所 |

（注）重量法による分析である。

* 7月～3月：富田林保健所改築工事のため、南河内府民センターに移設。

第5 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼に伴い生成される物質であり、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害する人体に有害な物質である。主要な発生源は自動車排出ガスであり、かつては交通の渋滞する道路沿道における大気汚染の主な原因物質であったが、数次にわたる排出ガス規制等の対策により汚染状況は大幅に改善されている。

平成元年度においては、非分散型赤外線吸収法による一酸化炭素濃度の測定を一般環境測定局19局（うち市町所管局9局）、自動車排出ガス測定局29局（うち市町所管局18局）で行った。

(1) 一酸化炭素濃度の概要と推移

各測定局の一酸化炭素濃度の平成元年度の年平均値の概要と地域別の自動車排出ガス測定局の年平均値の推移を図2-2-16に示す。

平成元年度の測定結果をみると、一般環境測定局では大多数の測定局が年平均値1.0ppm未満となっている。一方、自動車排出ガス測定局は一般環境測定局と比較して濃度が高く、特に大阪市東部及び東大阪地域において年平均値が2.5ppm以上の測定局がある。

また、年平均値の推移をみると、自動車排出ガス測定局については各地域とも最近数年間はほぼ横ばいの傾向を示している（巻末資料表2-2-4）。

(2) 環境基準達成状況

一酸化炭素は、主要な発生源が自動車排出ガスであるため、一般環境測定局では当初から全局で環境基準を達成していたが、自動車排出ガス測定局についても排出ガス規制等の対策により全局で環境基準を達成するようになり、長期的評価については昭和53年度に大阪市内の2局で未達成であったのを最後に昭和54年度以降は全局で環境基準を達成している。また、短期的評価についても昭和53年度と昭和54年度にそれぞれ大阪市内の4局及び1局で未達成であったが、昭和55年度以降は全局で環境基準を達成している（巻末資料表2-2-5）。

図2-2-16 一酸化炭素濃度（年平均値）の概要（平成元年度）と推移

